

3 西子保第 568 号  
令和 3 年 5 月 10 日

保護者各位

西東京市子育て支援部  
保育課長 海老澤 功

## 令和 3 年 5 月の緊急事態宣言の延長に伴う保育所等の対応について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

令和 3 年 4 月 23 日に発令された緊急事態宣言の延長が決定され、東京都の緊急事態措置も同年 5 月 31 日まで延長されることとなりました。これを受けて、西東京市認可保育施設でも令和 3 年 4 月 24 日付 3 西子保第 382 号の対応を下記のとおり継続することを決定し、引続き実施いたします。

### 記

#### 1. 保育の継続実施について

令和 3 年 4 月の緊急事態宣言の発令に合わせ、国及び東京都より、保育所等の運営については、感染防止策を徹底しつつ、令和 3 年 1 月の時と同様に原則開所することを要請されております。よって、緊急事態宣言期間中におきましても、引き続き感染防止に努めながら、保育を必要とされる方への保育を継続いたします。

なお、保育所等の園児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合にはつきましては、感染拡大防止の観点から、保健所等と連携のうえ、原則として臨時休園の措置を実施します。

#### 2. 感染拡大防止対策の徹底について

保育園はこれまで同様に感染防止対策を徹底して、運営を行います。保護者の皆様におかれましては、保育園に新型コロナウイルスを持ち込ませないため、お子様の発熱や体調不良の場合のお休みなど、あらためて、感染対策の徹底をお願いします（詳しい対応については、令和 3 年 2 月 17 日付「保育施設における感染拡大防止のための留意点」を参照ください）。

#### 3. 在宅勤務等の取り扱いについて

保育所等については、原則開所といたしますので、在宅勤務の場合でも登園の自粛の要請はいたしません。なお、朝夕の保育は、人員確保の関係から、異年齢の合同保育となり、通常のクラス保育よりもお子様の感染のリスクが高くなります。時差通勤や在宅勤務等により、預かり時間の変更・分散登園に協力が可能な場合は、ご協力をお願いいたします。

また、これまで同様、お仕事がお休みの日や仕事時間以外など、保育要件以外の理由での保育はお受けできません。ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 4. 登園ルールについて

これまでもお願いしているところですが、在園児本人が、①新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に指定された場合、②感染疑いのためPCR検査を受診した場合は、登園をお控えください。登園を控える期間は、①の場合は保健所の指定する健康観察期間、②の場合は検査結果が陰性になるまでの期間です。同居家族の方も①②に該当する場合には、お子様の登園をお控えいただきますが、PCR検査の結果、陰性が判明した場合には、登園を再開できます。

在園児及び同居家族の方が上記①②該当する場合は、必ず保育園までご連絡をお願いします。

#### 5. 保育料の取り扱いについて

園児及び職員の罹患による臨時休園の期間、及び上記4の登園ルールに基づき、保育所をお休みいただきました期間につきましては、保育料の日割り減免を行います。保育料の減免には申請（書式22）が必要です。詳しくは在園の保育園か保育課までお問い合わせください。

なお、上記によらず自主的にお休みいただいた場合、保育料の減免は実施いたしません。

【問い合わせ先】 西東京市子育て支援部保育課保育係 電話：042-460-9842